

● 開示項目一覧（バーゼルⅢ関連）（2019年9月30日時点）

平成26年金融庁告示第7号 第3条

（以下のページに掲載しています）

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本の構成に関する開示事項	246～248	318～320
定性的な開示事項		
中間貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第13号により作成するものとする。）	249～252	321～324
定量的な開示事項		
1. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成するものとする		
OV1：リスク・アセットの概要	253	325
IRRBB1：金利リスク	254	326
単体レバレッジ比率に関する開示事項		
1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	255	327

平成26年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本及びその他外部TLAC調達手段に関する契約内容	252	324

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本の構成に関する開示事項	189~191	261~263
定性的な開示事項		
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項		
イ 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあつては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	188	260
ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	188	260
ハ 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	188	260
ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	188	260
ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	188	260
2. 中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号により作成するものとする。）	192~195	264~267
定量的な開示事項		
1. その他金融機関等（自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額	188	260
2. リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第10条及び第12条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第10条及び第12条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	196	268

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
3. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成するものとする		
OV1：リスク・アセットの概要	197	269
CR1：資産の信用の質	198、199	270、271
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	198、199	270、271
CR3：信用リスク削減手法	198、199	270、271
CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	200、201	272、273
CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	202、203	274、275
CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	204～215	276～287
CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	216	288
CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	218、219	290、291
CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	220	292
CCR2：CVAリスクに対する資本賦課	220	292
CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	221	293
CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	222～225	294～297
CCR5：担保の内訳	226	298
CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	227	299
CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	227	299
SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	228、229	300、301
SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	230	302
SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	232～235	304～307
SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	236～239	308～311
MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	240	312
MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	240	312
MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	241	313
IRRBB1：金利リスク	241	313
連結レバレッジ比率に関する開示事項		
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	242	314
2. 前中間連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—	314

平成26年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本及びその他外部TLAC調達手段に関する契約内容	195	267

		三菱UFJフィナンシャル・グループ
自己資本の構成に関する開示事項		121~124
定性的な開示事項		
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項		120
イ 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因		120
ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容		120
ハ 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容		120
ニ 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容		120
ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要		120
2. 中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号により作成するものとする。）		125~129
定量的な開示事項		
1. その他金融機関等（持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		120
2. リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第54条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第10条及び第12条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額		130

3. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成するものとする	
OV1：リスク・アセットの概要	131
CR1：資産の信用の質	132、133
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	132、133
CR3：信用リスク削減手法	132、133
CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	134、135
CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	136、137
CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	138～149
CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	150
CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	152、153
CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	154
CCR2：CVAリスクに対する資本賦課	154
CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	155
CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	156～159
CCR5：担保の内訳	160
CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	161
CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	161
SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	162、163
SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	164
SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	166～169
SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	170～173
MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	174
MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	174
MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	175
IRRBB1：金利リスク	175
CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況	176

持株レバレッジ比率に関する開示事項

1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	181
2. 前中間連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

第1項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第15号により作成するものとする。

1. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	177
2. 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	178、179
3. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	180

平成26年金融庁告示第7号 第9条

自己資本及びその他外部TLAC調達手段に関する契約内容	129
-----------------------------	-----

平成27年金融庁告示第7号 第3条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項		
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	256	328
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	256	328
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	257	329
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	257	329

平成27年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	256	328

平成27年金融庁告示第7号 第5条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項		
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	243	315
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	243	315
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	244	316
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	244	316

平成27年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	243	315

平成27年金融庁告示第7号 第8条

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	183
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	183
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	184
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	184

平成27年金融庁告示第7号 第9条

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	183